

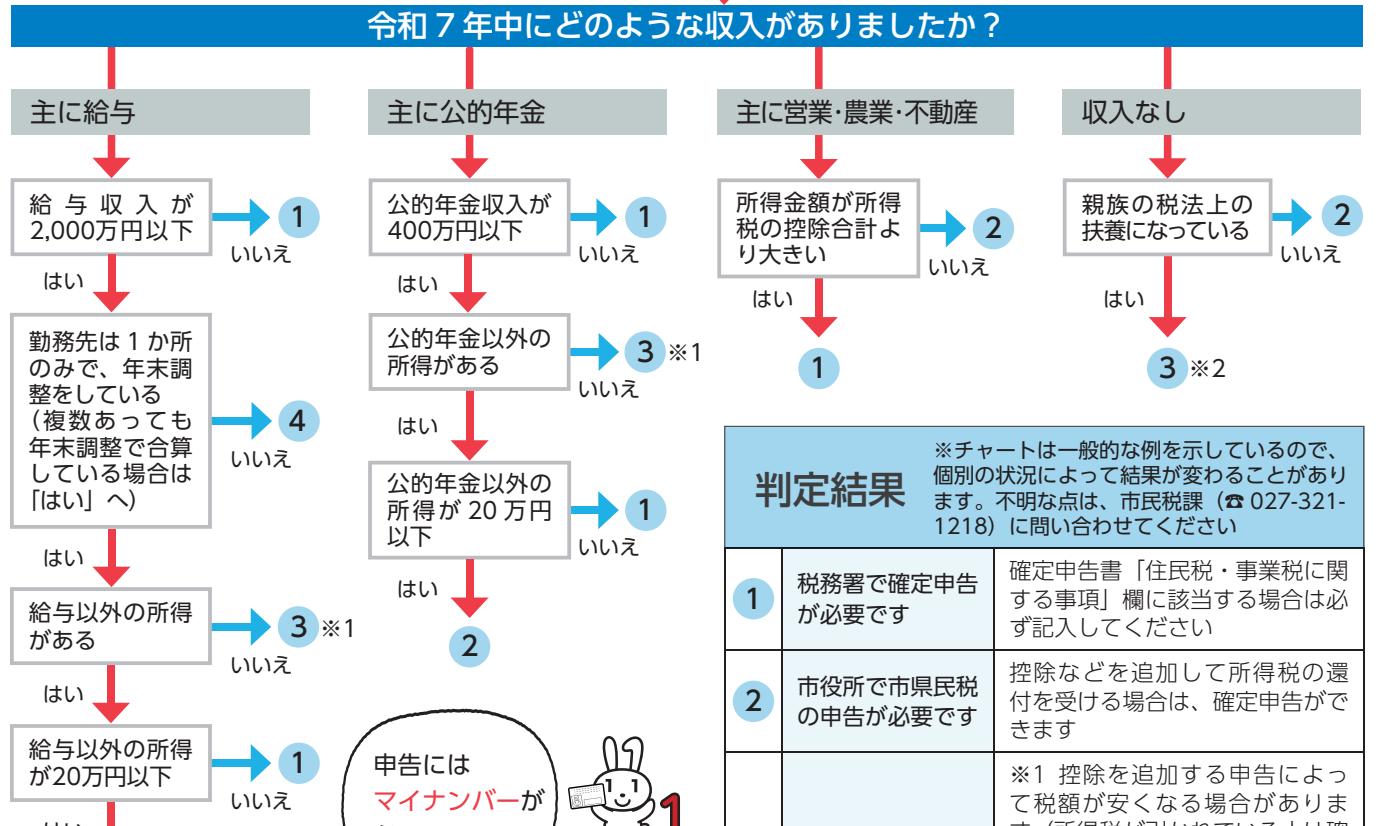
所得税の確定申告・市県民税の申告

3月16日までに申告をしてください



申告は必要?

チャートを参考に確認してください



- 確定申告をすれば、市県民税の申告は必要ありません
- 非課税所得（遺族年金・障害年金・失業給付金など）のみの人は、市県民税の申告が必要な場合があります
- 所得金額とは、収入から一定の計算式を用いて算出した額（給与・公的年金）か、必要経費などを差し引いた額（給与・公的年金以外）を指します

各会場での受け付け方法について

ビエント高崎（所得税の確定申告）

LINEによる入場整理券事前発行

国税庁のLINE公式アカウント（右記）から申し込んでください。



入場整理券の当日配布

会場で当日配布を行います。配布状況により、後日の来場をお願いする場合があります。配布状況は、国税庁ホームページで確認してください。

市役所2階市民税課

LINEによる事前予約

事前予約を2月9日（月）午前9時から開始します。予約は、市のLINE公式アカウント（右記）から「確定申告」とメッセージを送信してください。予約できる会場は本庁のみです。



窓口での受け付け

番号札を配布します。時間に余裕を持ってお越しください。

所得税の確定申告

期間：2月16日（月）～3月16日（月）

問 / 高崎税務署 ☎ 027-322-4711



還付申告について

還付申告は、2月13日（金）まで高崎税務署で先行して受け付けています。希望者は、事前に同税務署への電話予約が必要です。

医療費控除を受ける人へ

医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書を提出する必要があります。事前に作成して持参してください。

ふるさと納税に係る寄付金控除について

「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請をした人が確定申告を行うと、特例は無効になります。確定申告をする時に「ふるさと納税に係る寄付金控除」を受けてください。

申告書の作成を指導

次の確定申告については、ビエント高崎で高崎税務署による申告書の作成指導を行います。

- 青色申告、損失申告、修正申告、準確定申告、株式等の譲渡所得、先物取引に係る雑所得、退職所得、土地や建物の譲渡所得、住宅借入金等特別控除、雑損控除、外国税額控除、国外居住者の扶養控除など

申告書の提出方法

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

イーフラックス e-Tax	マイナンバーカードと専用アプリが必要です。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください
郵送	申告書を印刷し、〒370-8611 東町134-12 高崎税務署に郵送してください
申告会場	会場での申告には、入場整理券が必要です。入場整理券は、左ページを参考に取得してください e-TAXを基本とした相談体制です。マイナンバーカードを持参し、利用者証明用電子証明書用（数字4桁）と署名用電子証明書用（英数字6～16文字）の2つのパスワードが分かるようにしてきてください ●受付日時 = 2月16日～3月16日（土・日・祝日を除く。3月1日（月）は申告を受け付けます）、午前9時～午後4時 ●会場 = ビエント高崎（問屋町2丁目）

市県民税の申告

期間：2月16日（月）～3月16日（月）

問 / 市民税課 ☎ 027-321-1218



市ホームページ



- 1 税務署で確定申告が必要です
確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください
- 2 市役所で市県民税の申告が必要です
控除などを追加して所得税の還付を受ける場合は、確定申告ができます
- 3 確定申告・市県民税の申告義務はありません
※1 控除を追加する申告によって税額が安くなる場合があります（所得税が引かれている人は確定申告、引かれていない人は市県民税の申告）
※2 所得や税金に関する証明書が必要な人や自立支援医療を受ける人などは市県民税の申告が必要です
- 4 税務署で申告が必要な場合があります
扶養・生命保険料などの控除の追加や、2か所以上の勤務先があり、年末調整で合算されていない場合などは、税務署で申告が必要です

令和8年1月1日現在、市内に住所のあった人で、市県民税の申告の必要がある人は、申告してください。昨年、市県民税の申告をした人には、申告書と「市民税・県民税申告の手引き」を送付します。市県民税の申告について詳しくは、手引きや市ホームページを確認してください。



申告書の提出方法

申告書は、市ホームページの「市県民税の試算」のページで作成できます。

電子申告	マイナンバーカードが必要です。詳しくは、「市県民税の試算」のページで確認してください。所得がない人は、簡単な操作で申告できます
郵送	申告書を〒370-8501 高崎市役所 市民税課に郵送してください
窓口	会場で番号札を配布します。詳しくは、左ページを確認してください ●受付期間 = 2月16日～3月16日（土・日・祝日を除く） ●窓口と受付時間 市役所2階28番窓口市民税課 = 午前8時30分～午後5時15分 各支所税務課 = 午前8時30分～正午・午後1時～5時15分

国保加入者は申告しないと不利益が生じる場合も

問 / 保険年金課 ☎ 027-321-1235、1236

国保加入者のいる世帯で、未申告の人がいると、国保税が正しく計算されなかったり、高額療養費の限度額が高くなったりする場合があります。

し、要介護認定を受けている人で一定の要件を満たす場合は、市が発行する「おむつ代の医療費控除確認書」で控除を受けることができます。

障害者控除対象者認定書

障害者手帳の交付を受けていない人でも、障害者控除を受けられる場合があります。対象は、65歳以上で令和7年12月31日時点で要介護認定を受けていて、市の基準を満たす人です。